

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害における金融に関する措置</p> <p>（1）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第36条第1項の規定に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 届出印鑑等喪失の場合等における可能な限りの便宜措置</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>被災者等から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置</u></p> | <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害における金融に関する措置</p> <p>（1）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第36条第1項の規定に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置</u></p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>④ 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、<u>速やかに</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>顧客</u>に周知徹底</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置<br/>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p>④ 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、<u>ポスターの店頭掲示等の手段</u>を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>取引者</u>に周知徹底</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置<br/>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (略)</p> |